改正案	現
(法第四条第一項の政令で定める土地及び規模)	(法第四条第一項の政令で定める土地及び規模)
第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次	第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次
に掲げる土地とする。	に掲げる土地とする。
一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一	一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一
項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域	項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域
内に所在する土地で、都道府県知事(市の区域内にあつては、当	内に所在する土地で、都道府県知事が指定し、総務省令・国土交
該市の長。第四条において同じ。)が指定し、総務省令・国土交	通省令で定めるところにより公告したもの
通省令で定めるところにより公告したもの	
二~五(略)	二~五 (略)
2 (略)	2 (略)
(法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件)	(法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方	3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方
メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土	メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土
地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進	地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進
するため特に必要があると認められるときは、都道府県(市の区域	するため特に必要があると認められるときは、都道府県(地方自治
内にあつては、当該市。次条において同じ。)は、条例で、区域を	法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の

 \bigcirc

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)

(抄)

(第十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

百平 定する。 に関する法 限 地 区 方 0 防災再 百平 区 メ |域 方 律 1 開 とい ル 伞 未満 発促] . う。 成 1 0 進 九 ル 範囲 年法 地 (密 内 区 にあ |内で、 \mathcal{O} 律 集 第四 区 市 つては、 域 街 その規模を別に定めることが 十九 地 次 に 条に 号) お 五. け 第三条 平平 お る 防 1 方 て 災 街 メ 第 防 区 災 項 1 \mathcal{O} ル 再 第 整 開 備 以 発 号 \mathcal{O} 上二 で 促 に 促 規 進 進

4

る

略

他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 準 用

第九 項に 定都 定都 4 む。 県及び指 \mathcal{O} 律第六十七号) 立したも 地方公共団 条)にあ 市 市 お 次 V にあ という。 定 \mathcal{O} て \mathcal{O} 法令の規定につい 同 (都道) つては当該中 都 中 法 体と共同 れ 市 つては当該 第二百五十二条の 以 核 第 ら 市 外 府 規定 百 が設立したもの 県が \mathcal{O} とい で設立したも 他 五十二条の二十二第 核市 を準用する \mathcal{O} 都 他 う。 地方公共 道 \mathcal{O} ては、 地 府 方公共 県 その が設立 十九第 と 寸 のを含む。 土 (指定都市 地 寸 他 体 地 したも : と 共 方自 \mathcal{O} 体 開 項 لح Ł 発 項 公社 同 共 \mathcal{O} \mathcal{O} 治 が都道 で設 指 に \mathcal{O} \mathcal{O} 同 法 定都 を、 中 に あ で 中 昭 つて 立 核 あ 設 した つて 府県以: 市 核 市 和 立 都 道 は 市 L 以 以 <u>+</u> は当 市 ŧ が た 府 下この 県が 町 \mathcal{O} 都 外 下 ŧ 年 村 を 道 該 \mathcal{O} \mathcal{O} 「 指 法 設 府 指 他 を

> とい 二 十 開 ては、 ル 指 棄 未満の 定 発 う。 促 成 ŀ 都 第 進 九 当 ル 市 該 範 地 年 (密集 囲 区 内にあ 法 項 以 指 内で、 \hat{O} 0 律 定 下 区 市 第四 都 中 指定 核市 つては、 域 街 市 その 文は 十九号) 地における防災街区の (次条におい 都 (以 下 規模を別に定めることができる。 中 市 五十平方メ 核 市) とい 第三条第 中 核市」 て は、 Ď 「防災再開 条例で、 という。 又は 項 整備 第 同 号に規 法 以 発促 \mathcal{O} 区 一域を 第 上二百平 促 進 進 0 然定するこ 限り、 区 地 に 百 一域内に 関 区 五. 方 十 二 \mathcal{O} す る法 防災 区 百 域」 平 条 あ 再 方 \mathcal{O}

4 略

第

他

 \mathcal{O}

法

0

準

用

たもの 含む。 定都市 市 含 <u>\f</u> 九 は 市 が む。 L 条 たもの 都道 町 村とみなして、 を含む。 が 次 都道 にあつては当 に 0 府県及び指定都市 あつては当 法 (都道 足府県以 合の に府県が にあつては当該中 規定につ 外の これ 「該指定都市 該 都道 他の 他 らの V 以 \mathcal{O} ては、 外 府県と、 地方公共団体と共同 地方公共団 規定を準用する \mathcal{O} 他 核市と、 土地 0 地方公 中 指定都市 -核市が 開 体と共同 発公社 その 共 設立 団 が設立し 体と 一で設立したもの で設立 他 したも \mathcal{O} 共同 都道 £ たも した \mathcal{O} で設 0) 府県 あ 0) Ł 中 って が 立 \mathcal{O} 核 設

略

略

- 56 -

2 • 3

(略)

2 • 3

(略)